

まちづくりキャッチフレーズ 人と自然と文化がつくる「キラリと光る新中核都市」



## 今日から新しい校舎で学校生活 倉吉市立小鴨小学校新校舎入校式

2月13日(火)、小鴨小学校新校舎入校式が行われました。

入校式では、児童を代表して、森田直人さん(6年生)が、「たくさんの思い出がつまった旧校舎に感謝して、新しい校舎を大切につかっていきます」とあいさつしました。

小鴨小学校の旧校舎は、昭和41年から43年にかけて建築され、その後の児童数の増加で昭和57年に増築しました。

新しい校舎は、それより古い約40年前の木造校舎を題材にしたデザインとなっています。内装は県産材を活用して木のぬくもりが感じられ、安全対策やユニバーサルデザイン(すべての人が使いやすいようにデザインすること)に配慮した施設となりました。

また、平成19年度は、屋内運動場の改築が行われます。

### CONTENTS

- 国民健康保険・老人保健……………2～3
- ハート・バリアフリー……………4
- 遙かな町へ/  
ホームページバナー広告募集……………5
- 出かけてみよう!……………6～7
- インフォメーション……………8～15
- あんしんファイル……………16



国保保険証を  
更新します

# 「国民健康保険」 「老人保健」

農業者、自営業者、退職して職場の健康保険などをやめた人やパート・アルバイトをしていて職場の健康保険などに加入していない人などが加入する「国民健康保険」、75歳以上(平成14年9月30日で70歳以上であった人および一定の障害のある65歳以上の人を含みます)の人が適用を受ける「老人保健」についてのお知らせです。よく分からないことは遠慮なく窓口にお問い合わせください。

※問合せ先  
国民健康保険課(☎22-8124 / FAX 22-2954)

## 国民健康保険

### 1 新しい保険証を今月中旬から下旬に郵便でお届けします

今の国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、3月31日までとなっております。4月から使う新しい保険証は、加入者の皆さんの利便性を考え、個別に郵便で送ります。郵送時期は今月中旬から下旬を予定しています。留守などで新しい保険証を郵送で受け取ることができなかった場合は、一定期間郵便



局で保管します。それ以降は市役所の窓口で更新しますので、古い保険証が身分を証明するものと印鑑を持参し市役所へおいでください。

また、保険証と一緒に国民健康保険料所得申告書を送りますので、同じ世帯の国保加入者の所得やその種類など当てはまるところを記入し、同封の封筒で、期限までに返送してください。

### 2 国保料の納付は口座振替で

平成18年度中の保険料の納付はお済みですか。ついうっかり保険料を納め忘れないために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。

- ・預金(貯金)通帳
- ・通帳の届印
- ・保険料の納付書

を持って倉吉市指定の金融機関・郵便局で、「口座振替依頼書」に記入して申し込みます。

### 3 会社などを退職した人は退職者医療制度

会社などを退職して国保に加入した人のうち、次の全てに当てはまる人と、その扶養家族は、退職者医療制度で医療を受けることとなります。

- ① 国保に加入していること
- ② 老人保健制度の適用を受けていないこと
- ③ 被用者年金(厚生年金など)の給付を受けていて、その加入期間が20年以上または40歳以降に10年以上あること

当てはまる人は、年金証書

を受け取ってから14日以内に、国民健康保険課に届け出てください。

届出に必要なもの…加入月数および受給権発生年月日が記載されている年金証書・保険証

今回の保険証更新時に、退職者医療制度に当てはまることが公簿で確認できる人は、本人からの届出を省略して退職者医療制度に変更します。当てはまる人の新しい保険証は、4月1日以降に使用してください。また、被扶養者がいる人は別に届出が必要です。

## 国民健康保険 ・老人保健

### 4 交通事故にあつたら届出を

交通事故など第三者の行為によって、けがなどをしたときの医療費は、原則として加害者が支払うべきものですが、届け出をすれば国保または老人保健で医療を受けることができます。

この場合、国保または老人

保健が負担した分を後で加害者に請求しますので、必ず、速やかに国民健康保険課に届け出てください。

## 5 医療費の自己負担限度額

70歳以上の人と70歳未満の人の自己負担限度額は、下の表のとおりです。

老人保健対象者の自己負担限度額は、下の表の70歳以上の人と同じですが、表に記載している世帯単位は、老人保健対象者だけで計算します。

70歳未満の人は、平成19年4月1日から、現在70歳以上の人と同様、入院時の医療費について自己負担限度額適用

**例** 医療費が100万円かかった場合の自己負担限度額(70歳未満の一般世帯)

自己負担限度額  
 $80,100円 + ※7,330円 = 87,430円$   
 $※7,330円 = (100万円 - 267,000円) \times 1\%$

用の制度が始まります(保険料の滞納のある人を除く)。「限度額適用認定証」の交付を受け、それを医療機関に提示すれば、医療機関での支払いは、自己負担限度額までとなります。

なお、限度額適用認定証の申請ができなかった人および通院などで自己負担限度額を超えた人については、いままでどおり、高額医療費の申請をしてください。

詳しくは、国民健康保険課にお問い合わせください。

## 6 変更があったときは届出を

3月から4月は、進学、就職、退職、引越などにより異動が多い時期です。

住所を変更した、保険が変わったなどの異動があったら、速やかに届け出てください。

届出が遅れますと、保険料をさかのぼって納めなければならなくなったり、保険料を他の社会保険と二重に支払ったり、制度が違う保険で支払った医療費を全額返還していただくなどの場合がありますので、ご注意ください。

## ◎ 70歳以上の自己負担限度額

区分	②世帯単位で入院と外来があった場合は合算します	
	①外来の場合 (個人ごとに計算)	
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者 ※1	44,400円	$80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) \times 1\%$ 【4回目以降 44,400円】 ※4
住民税非課税世帯Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯Ⅰ ※3		15,000円

- ※1 同一世帯に一定の所得以上(課税所得が145万円以上)の70歳以上の人または老人保健対象者がいる人。
  - ※2 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人。
  - ※3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない人。
  - ※4 【】内の金額は、年4回以上高額医療費を受けた場合の4回目以降の限度額です。
- ◎計算方法には次の条件がありますので、ご注意ください。
- ①月の1日から末日まで、つまり暦月ごとの受診について計算。
  - ②病院、歯科の区別なく合算。
  - ③入院時の食事代や保険がきかない差額ベット料などは支給の対象外。

## ◎ 70歳未満の自己負担限度額

区分	限度額(3回目まで)	限度額 (4回目以降)
一般	$80,100円 + (かかった医療費 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円
上位所得者 ※5	$150,000円 + (かかった医療費 - 500,000円) \times 1\%$	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

- ※5 上位所得者とは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の所得合計額が600万円を超える人。
- ◎計算方法には次の条件がありますので、ご注意ください。
- ①月の1日から末日まで、つまり暦月ごとの受診について計算。
  - ②2つ以上の病院にかかった場合は、別々に計算。
  - ③同じ病院でも、歯科は別計算。また、外来・入院も別計算。
  - ④入院時の食事代や保険がきかない差額ベット料などは支給の対象外。

## 高齢者の仲間づくりと地域づくり

倉吉市の65歳以上の人口は13,567人(平成19年1月末現在)で、5人に1人が高齢者です。

少子高齢化がどんどん進んでいく中で、あなたの地域では高齢者が安心して暮らせる地域づくりや、仲間づくりができていますでしょうか。

### おじいちゃん・おばあちゃん の会話より

#### Aさん

「自分の参加する会のことだが、ここ数年新加入者がなく、だんだん会に元気がなくなり、今後消えてしまいうそで心配だ」

「いくら町の中に住んでいても、一人ぼっちみたいで寂しい感じになる」

「年を取ってからの付き合いは、難しいことがある」

「自分では親切に言ったつもりだが、相手からは逆に腹を立てられたことがある」

#### Bさん

「時たま、若い入会者があれば、花が咲いたように明るく、みんな元気をもらったように喜びがあります。しかし、会を維持するための仲間づくりは容易ではありません」

「以前は、子どもや高齢者だからと優しく見守り、包容や寛容さが町の伝統として生きついでいました。今

は自分中心の世の中になっているように思います。今更、昔にかえるわけもいかず、この難しい現実の世の中にいて、少しでも賢く、仲間づくりをしたり、付き合い方をし、人生を生きがいあるものに使いたいです」

ここでは、ある町での高齢者の声を紹介しましたが、あなたの地域ではどうでしょうか。

高齢者のどんな声が聞こえてきますか？

高齢者自身の変容も大切ですが、すべての人が日々どうつながり合っているのか考えなければいけないと思います。

### 仲間は自分で見つけ 求め合うもの

#### 求め合うもの

本当の仲間とは、お互いに目標をもち、悩みや喜びを共有し、時には切磋琢磨しながらも歩んでいくなかで、かけがえのない人と信じ合い、痛みや喜びなどを共有し合えるのが仲間だと思っています。

人間関係がもつと優しさあふれたものであれば、家庭・地域・職場の中でお互いがやさしい言葉を交わすことができます。そのような温かいつながりがあれば、相談もでき、喜びを共有し合い、信じ合える人間関係や仲間づくりが保たれます。

スポーツやボランティア活動・趣味などを生かしているいろいろな場所に進んで参加し、生きがいを見つめることも大切です。

### 体験や知恵の豊かな高齢者

高齢者には、豊かな経験や知恵・技などがあります。若い世代が、好みの活動を楽しみながら、ちよっとした工夫を盛り込めば、高齢者の生きがいやふれあいの機会をつくりだすこともできます。

また高齢者自身が、ボランティア活動の一環として、地域を巡回しながら子どもたちにひと声かけたり、

道を花で飾ったりして、美しい環境づくりの活動をされている人もいます。



### 声をかけあえば…

少子高齢化社会の中で、共働きの家庭も増えています。そうした家庭では高齢者に助けを求めたいこともたくさんあると思います。

高齢者に相談に乗ってもらいたいこと、知恵をもらうことなど、地域の中で気軽に高齢者とコミュニケーションがとれる環境づくりも大切です。

高齢者にとって社会に必要とされるのが、「最高の生きがい」「住みよい社会」といえると思います。

また、地域の中には、相談窓口として、民生・児童委員や福祉協力員がおられます。悩みなどをひとりではかかえこまないで、相談することが大切です。そして、近隣の支援・協力のもとに高齢者がいきいきと生活できるまちづくりを進めたいものです。

